

契約主開閉器検査の取扱いについて

平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社は、契約主開閉器による契約容量・契約電力の決定を希望される低圧電気工事のお申込みに係る契約主開閉器検査の取扱いを以下のとおり統一させていただきますので、お知らせいたします。

1. 契約主開閉器検査の手続きについて

契約主開閉器検査は、低圧電気工事のお申込みをいただいた後に受付けさせていただくよう統一いたします。

<理 由>

契約主開閉器検査は、ご契約者さまから契約変更のお申込みを提出いただくことを前提に実施しているものです。

しかしながら、一部の事業者が、ご契約者さまからの契約変更のお申込みに先立って契約主開閉器検査を申し込み、弊社発行の「検査結果証明書」などを利用して、弊社の推奨品として販売活動を行っている事例があります。

これに対してご契約者さまから真偽を問われるケースが、少なからず発生していることから、改めて正規の手続きを徹底することといたしました。

2. 留意事項

契約主開閉器検査のお申込みに際しては、ご使用場所に取り付けする契約主開閉器の提出とあわせて、ご契約名義、ご使用場所住所および低圧電気工事のお申込みに対して弊社が発番する受付番号をお申出いただきますようお願いいたします。

<営業所における低圧電気工事のお申込み受付終了のお知らせ>

このたび弊社は、誠に勝手ながら、営業所における低圧電気工事のお申込みの受付を、平成 27 年 11 月 30 日をもちまして終了させていただきます。（奈良県内は平成 27 年 6 月 30 日に取扱いを終了いたしました。）※

平成 27 年 12 月 1 日以降の低圧電気工事のお申込みは、インターネット低圧工事申込みシステム「シンセツくん」によりお申込みいただきますようお願いいたします。（インターネットがご利用できない場合は、弊社社員へお申し付けください。）

※契約主開閉器検査の受付については、平成 27 年 12 月 1 日以降も営業所で実施させていただきます。

その他、詳細につきましては、担当営業所へお問い合わせください。